

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	国民年金に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

北九州市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和3年10月15日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	国民年金業務								
②事務の内容 ※	<p><b>【概要】</b>            法定受託事務として国民年金法及び同法施行令で規定されている事務、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律及び同法施行令に係る事務並びに年金生活者支援給付金法(平成29年4月1日施行予定)に係る事務</p> <p><b>【事務の内容】</b></p> <p>1 第1号被保険者に係る届出の受理及び報告            資格取得、喪失、種別変更、住所・氏名・生年月日・性別変更に係る届出、付加保険料に関する申出・届出、年金手帳再交付申請書の受理</p> <p>2 任意加入の申出の受理及び事実の審査、任意脱退申請の受理            60歳以上の任意加入申出又は任意脱退申請、20歳～65歳未満の海外に居住する日本人の場合の任意加入の申出及び任意脱退申請の受理</p> <p>3 第1号被保険者期間を有する者の裁定請求(20歳前障害基礎年金、老齢福祉年金を含む)の受理及び事実の審査            老齢基礎年金、障害基礎年金(初診日が20歳前、国民年金第1号被保険者期間等の場合)、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、未支給年金、老齢福祉年金に関する申請の受理</p> <p>4 障害基礎年金改定請求の受理            既受給者(支給停止者を含む)の障害の程度が重くなったことによる、障害等級の変更を希望する場合の年金額改定請求の受理</p> <p>5 保険料免除に係る届出・申請の受理及び事実の審査            ・申請免除 保険料の納付が困難な1号被保険者が、所得基準以下等の審査により承認される免除の受理を行う。※免除には、全額、3/4、1/2または1/4免除がある。            ・法定免除 障害年金2級以上または生活扶助に該当する第1号被保険者からの免除事由該当届または非該当届の受理(審査、決定、承認(却下)通知は日本年金機構で行う)</p> <p>6 学生納付特例及び納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査            保険料の納付が困難な1号被保険者が学生または50歳未満の場合、所得基準以下等の審査により承認される納付特例申請の受理(審査、決定、承認(却下)通知は日本年金機構で行う)</p> <p>7 被保険者又は受給権者に係る届出(20歳前障害基礎年金、老齢福祉年金を含む)の受理及び審査            20歳前障害基礎年金受給権者に係る所得状況届出の受理、障害基礎年金受給権者の障害状態確認届の受理</p> <p>8 特定障害者に対する特別障害給付金の申請の受理            一定期間(被用者年金の配偶者で昭和61年3月以前、学生の場合は平成3年3月以前)の任意未加入期間中に障害の初診日がある場合で、65歳になるまでに障害の程度が国民年金法の1級または2級に該当した場合の請求の受理</p> <p>9 年金生活者支援給付金の申請の受理等            ・所得額が一定基準以下であり、その属する世帯が全員非課税である老齢基礎年金受給者に対して、納付、免除期間に応じて支給される給付金の請求の受理(第1号期間のみ)            ・障害基礎年金受給者または遺族基礎年金受給者で、受給者本人の所得が一定基準以下の場合に支給される給付金の請求書の受理</p>								
③対象人数	[ 30万人以上 ] <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
5) 30万人以上									

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
<b>システム1</b>	
①システムの名称	国民年金システム
②システムの機能	<p>【資格情報照会機能】 窓口等での被保険者又は受給者に関する資格情報の照会を行う。</p> <p>【関係届出書印刷機能】 窓口で申請者へ交付する資格関係届出書の印刷</p> <p>【資格情報更新機能】 資格取得、喪失、種別変更等の届出等、または日本年金機構からの処理結果一覧の内容に基づき入力・更新を行う。</p> <p>【受給者管理情報】 20歳前障害基礎年金、老齢福祉年金、特別障害給付金の受給者情報の更新等の管理を行う。</p> <p>【保険料免除受付等機能】 税務部署から取得した所得情報による免除等結果の仮判定、申請書内容に基づく申請期間、学生情報等の入力、日本年金機構からの結果一覧表による免除承認、却下等の結果入力等を行う。</p> <p>【日本年金機構への異動報告書の作成】 入力更新処理した被保険者情報について、週次によるバッチ処理により、帳票出力を行う。</p> <p>【統計情報作成機能】 月次ごとの異動処理件数等の統計処理を行い、統計表出力を行う。</p> <p>【関係帳票の出力機能】 免除申請入力一覧、免除結果未入力者一覧、資格、喪失等の年金更新情報と住基情報との不整合などの場合に、受付内容や入力内容の再確認を促すワーニングリストを出力する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（介護保険システム 国民健康保険システム）
<b>システム2～5</b>	
<b>システム2</b>	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	<p>1 識別番号付番機能 識別番号が未登録の宛名情報について、新規に識別番号を付番する。</p> <p>2 宛名情報等管理機能 宛名管理システムにおいて宛名情報等を識別番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。</p> <p>3 団体内統合宛名システム連携機能 宛名管理システムの宛名情報が更新された際に、団体内統合宛名システムに通知する。</p> <p>4 権限管理機能 宛名管理システムを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や宛名情報へのアクセス制御を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（）
<b>システム6～10</b>	
<b>システム11～15</b>	
<b>システム16～20</b>	